

地方分権改革の推進に関する調査項目

問1 地方分権改革の推進について

平成5年の衆・参両議院における「地方分権推進に関する決議」を契機に、地方分権が時代の大きな流れとなり、平成12年には地方分権一括法が施行され、国と地方との関係について一定の改善が図られました。

しかしながら、分権型社会の創造には残された課題も多く、今後とも地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途決定を行い、住民の意向に沿った行政運営を可能にするものでなければなりません。

真の地方分権の実現のため、地方分権改革をさらに推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

問2 地方財政自立のための税源の移譲について

真の地方分権の実現のためには、税財源の分権化が不可欠です。現在、国と地方の仕事の割合は2対3であるのに対し、税収の配分は3対2と、事務と責任に見合ったものとはなっておらずバランスを欠いたものとなっています。このことが国の地方への過剰なコントロールや、地方の国への依存を招いてきたと言えます。

このため、地方が自立した財政運営を行うには、現在進められている三位一体の改革において、まずは平成18年度までに3兆円規模の税源移譲を確実に実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

問3 国庫補助負担金改革について

国庫補助負担金改革は、国による全国一律・画一的な施策の押しつけや過剰な関与・規制を撤廃し、地方の判断と責任により住民のニーズに合った多様で个性的な地域づくりを行うため、国の補助金等を税源移譲により一般財源に振り替えようというものです。

したがって、単なる補助負担率の引下げなど、「三位一体の改革」に名を借りた地方への負担転嫁は、改革の意義を損なうものであり、絶対にあってはなりません。

このため、地方六団体は、政府からの要請に応じ昨年8月と今年7月の二度にわたり、「地方の改革案」を提出しました。今年提出した「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」では、昨年提示した3.2兆円の移譲対象補助金の中から「平成18年度に優先して税源移譲すべき国庫補助負担金」を1兆円弱選別し、改めて政府に提出したところです。

こうした経緯を踏まえ、国庫補助負担金改革は、「地方の改革案」に沿って行われるべきと考えますが、いかがでしょうか。

問4 地方交付税の総額確保について

税源移譲を行っても、財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税が持つ財源調整、財源保障を強化して対応する必要があります。先の16年度予算においては地方交付税等の大幅削減が行われ、地方は大混乱に陥りました。

今後、二度とこのようなことがなきよう地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。

問5 国による関与・規制の見直しについて

国による地方自治への関与・規制は、住民の意見や意向が的確に行政に反映されず、地域の実情に合った事業が実施できないなど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害している実情にあります。このため「基本方針2005」においても、地方公共団体が実施する事業への細部にわたる国の規制や関与などを大胆に撤廃する方針が示されております。

今後、地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則を確立するためにも、国庫補助負担金改革と併せ、国による各種関与・規制の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

問6 更なる改革（「第二期改革」）について

私どもは、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現するため、税源移譲を積極的に進めるなど、今後も地方分権を一層推進する必要があると考えています。

このため、地方財政自立のための「三位一体の改革」は、現在進めている平成18年度までの改革にとどまるものではなく、引き続き19年度以降も「第二期改革」として更なる改革を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

調査団体：地方分権推進連盟

調査期間：9月30日～10月31日

調査対象：全国会議員（衆議院議員480人、参議院議員241人）